

業務区域	新潟県		
対象建築物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 延べ面積が2,000m²を超える建築物（ただし、法第18条第2項に該当する建築物を除く） 2. 令第81条第2項第一号ロに定める構造計算による建築物 3. 延べ面積が10,000m²を超える建築物で、法第18条第2項に該当するもの 4. 大臣認定プログラムによる構造計算で、一般財団法人にいがた住宅センターが保有する大臣認定プログラムにより構造計算を行った以外のもの 5. その他知事が必要と認める建築物 		
判定手数料 (非課税)	建築物の床面積の合計※	大臣認定プログラム以外による構造計算	大臣認定プログラムによる構造計算
	1,000m ² 以内	180,000円	130,000円
	1,000m ² 超 2,000m ² 以内	240,000円	160,000円
	2,000m ² 超 10,000m ² 以内	270,000円	170,000円
	10,000m ² 超 50,000m ² 以内	360,000円	220,000円
	50,000m ² 超	660,000円	360,000円
	※ 計画変更については、床面積の合計の1/2の面積（床面積が増加する場合は、増加する部分の床面積+増加する部分以外の床面積の1/2）とする		
お受けできる事務所	東京(本部) 大阪事務所		